

第8章

選定項目ごとの調査、予測、評価の
手法並びに環境保全及び創造のための措置

第8章

8.1 大気質

8.1.1

1.

2.

8.2 騒音

第 8.2-1 図 道路沿道調査位置（道路交通騒音・道路交通振動・交通量等）

第 8.2-2 図(1) 調査地点の周辺状況図(地点 a)

第 8.2-4 図 敷地境界及び一般環境調査位置（騒音・振動・低周波音等）

8.3 振動

8.4 低周波音

8.5 植物

8.6 動物

印刷不要

8.7 景観

8.7.1 現況調査

1. 調査内容

景観の調査内容は、第8.7-1表のとおりである。

景観の調査は文献調査や現地調査により抽出された地点に対し、「景観資源の状況」及び「主要な眺望点の状況」について実施した。

第8.7-1表 調査内容（景観）

調査項目	
景観	(1) 景観資源の状況 自然的景観資源、文化的景観資源の分布・地形、景観資源の特性
	(2) 主要な眺望点の状況 眺望点の位置・利用状況・眺望特性、主要な眺望点からの眺望の状況

2. 調査方法

(1) 既存資料調査

景観の既存資料調査における調査方法は、第8.7-2表に示すとおりである。

第8.7-2表 調査内容（景観：既存資料調査）

調査内容	調査方法
(1) 景観資源の状況	既存文献により景観資源を抽出し、抽出した景観資源について、地形や植生等の既存文献調査結果の解析等によりその特性を把握した。
(2) 主要な眺望点の状況	既存文献により対象地域における眺望点を抽出した。

(2) 現地調査

景観の現地調査における調査方法は、第 8.7-3 表に示すとおりである。

計画地及びその周辺における、文献調査により抽出した景観資源及び眺望点について、可視状況、利用状況、利用のための施設やアクセスの状況を把握するため、現地調査を実施した。

第 8.7-3 表 調査内容（景観：現地調査）

調査内容		調査方法
景観資源 の状況	視認による 抽出	抽出した景観資源について、状況を確認し、構造物等が視認できる可能性のある景観資源を抽出した。
	景観資源の 特性等	抽出した景観資源の範囲、規模・特徴・周囲からの見え方等を整理した。
主要な眺望点の状況		抽出した地点について、可視状況、利用状況、利用のための施設やアクセス状況について把握した。また、主要な眺望点において、写真撮影等により眺望の状況を把握した。

注：撮影高さを 1.5m とし、焦点距離は人の自然な視野角(60°)に近いとされる焦点距離 35mm とした。なお、計画地に隣接するなかの伝承の丘については、焦点距離 28mm で撮影した。(キヤノン EOS kiss Digital N、シグマ 18-200mm f3.5-6.3 DC)

3. 調査地域及び調査地点

景観資源の調査地域は、計画地から半径約 3km の範囲とした。また、主要な眺望点の調査地域は「第 6 章の地域の概況」の地域概況の調査範囲（第 6.1-1 図）とした。

調査地点は、第 8.7-1 図に示すとおりである。

4. 調査期間等

(1) 既存資料調査

景観の既存資料調査における調査期間等は特に設けないものとした。

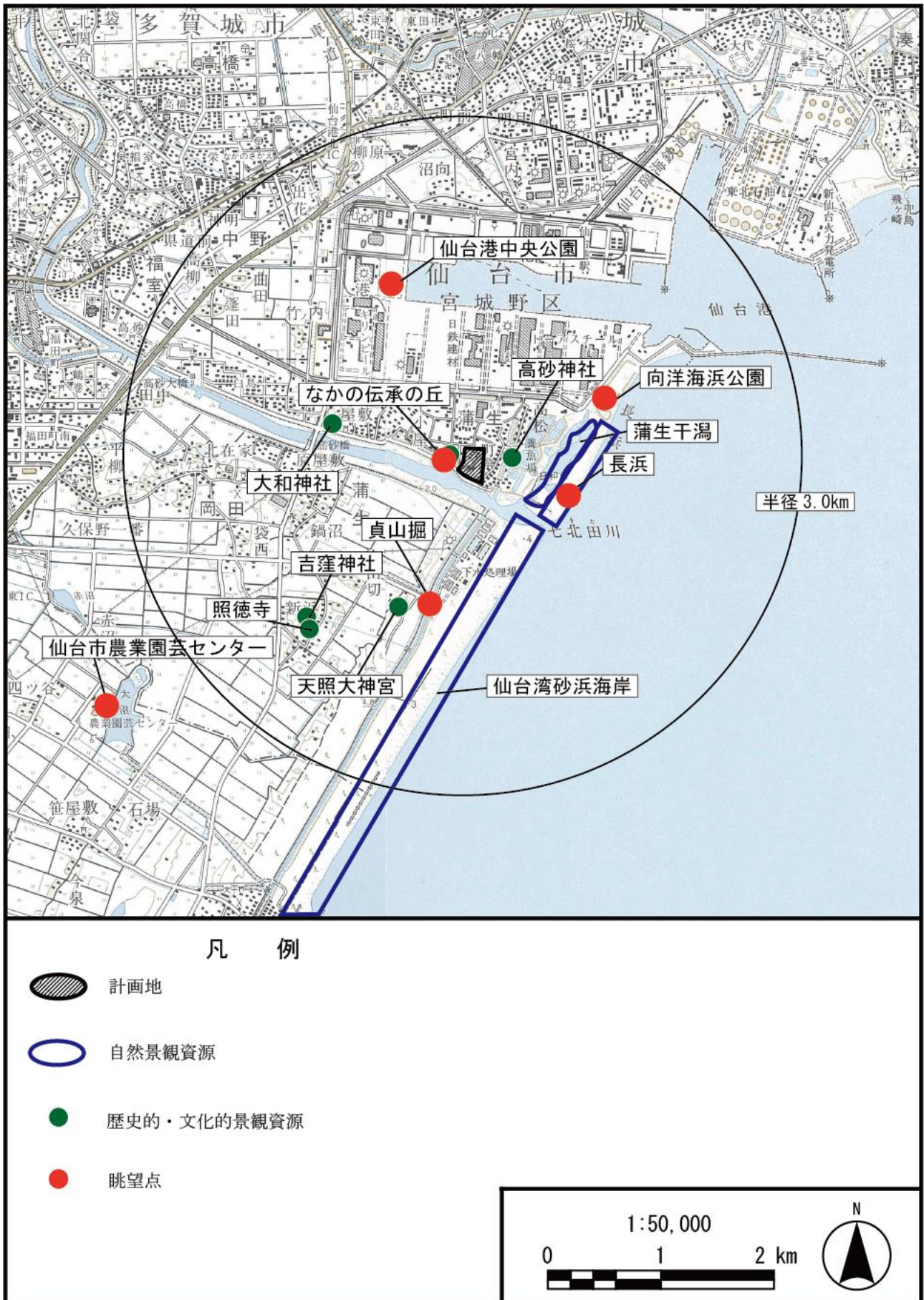
(2) 現地調査

調査期間等は第 8.7-4 表のとおりである。

第 8.7-4 表 調査期間等（景観）

調査内容	調査期間等
景観資源の状況	平成30年1月31日～2月1日 平成30年4月20日
主要な眺望点の状況	冬季：平成30年1月30日～31日 平成31年12月19日
	春季：平成30年5月21日、5月31日
	夏季：平成30年8月17日、9月18日
	秋季：平成30年11月1日、11月20日

第 8.7-1 図 景観資源及び眺望点の状況



5. 調査結果

(1) 既存資料調査

自然景観資源・歴史的・文化的景観資源は、「第6章 地域の概況 6.1 自然的状況 6.1.5 景観及び自然との触れ合いの場の状況 1. 景観」に示すとおりである。

計画地には、特筆すべき地形・地質、自然現象、自然的景観資源、歴史的・文化的景観資源はない。しかし、既存文献調査結果の解析等により、周辺に存在する景観資源の特性を把握して、現地調査を実施する景観資源を第8.7-5表に示すとおり選定した。

第8.7-5表 現地調査を実施する景観資源

項目	No	名称	選定/非選定理由	選定の有無
自然 景観資源	1	蒲生干潟	自然的景観資源として、特徴的に存在する干潟であることから選定した。	○
	—	仙台湾砂浜海岸	自然的景観資源として、特徴的に存在する砂浜であるが、計画地の南東に位置する当該自然景観の北端地域は、七北田川の対岸に位置し、西側には南蒲生浄化センターの施設が存在するため、計画地からは眺望できないことから選定しなかった。	—
	2	長浜	自然的景観資源として、特徴的に存在する砂浜であることから選定した。	○
歴史的・文化的 景観資源	1	天照大神宮	歴史的景観資源として、特徴的に存在する神宮であることから選定した。	○
	2	吉窪神社	歴史的景観資源として、特徴的に存在する神社であることから選定した。	○
	3	照徳寺	歴史的景観資源として、特徴的に存在する寺院であることから選定した。	○
	4	なかの伝承の丘	大震災で犠牲となられた方々の追悼・鎮魂と津波被害により集団移転となった地域の歴史を後世に伝えるために設置された施設であり、特徴的に存在することから選定した。	○
	5	高砂神社	歴史的景観資源として、特徴的に存在する神社であることから選定した。	○
	6	大和神社	歴史的景観資源として、特徴的に存在する神社であることから選定した。	○

注：ゴシック体は方法書への記載はないが、現地踏査において確認した地点である。

(2) 現地調査結果

① 自然的景観資源

a. 自然的景観資源の状況

自然的景観資源から計画地の眺望状況は第 8.7-2 図のとおりである。また、自然的景観資源の特性等は第 8.7-6 表(1)～(2)のとおりである。

第 8.7-2 図 自然的景観資源から計画地の眺望状況



第 8.7-6 表(1) 自然的景観資源の特性等

向洋海浜公園から長浜	
景観資源の状況	
撮影位置	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>向洋海浜公園から南方向</p> </div> </div>
事業計画地との関係	<p>長浜は事業計画地の東側約 800m の海岸一帯に存在している。</p>
景観資源の概況	<p>山元町から続く砂浜海岸の一部。七北田川河口より北。内陸部には、蒲生干潟がある。砂浜。延長 1.9km、幅 30m</p>
景観資源の状況	<p>長浜は東日本大震災の津波で壊滅的な影響を受けたが、かなり復旧している。</p>

第 8.7-6 表 (2) 自然的景観資源の特性等

蒲生干潟	
景観資源の状況	
撮影位置	 <p>蒲生干潟の西側中央付近から東方向</p>
事業計画地との関係	蒲生干潟は事業計画地の東側約500mの海岸一帯に存在している。
景観資源の概況	仙台湾海浜県自然環境保全地域、潟湖、面積 48,000m ² 、湖岸線延長 2,700m
景観資源の状況	蒲生干潟、東日本大震災の津波で壊滅的な影響を受けたが、かなり復旧している。

b. 自然的景観資源の視認による抽出

自然的景観資源の視認状況を現地調査結果から判定した結果は、第 8.7-6 表のとおりである。

第 8.7-7 表 自然的景観資源から計画地の眺望状況

項目	No	名称	選定/非選定理由	視認の可否
自然 景観資源	1	蒲生干潟	長浜及びその周辺でサーフィンや野鳥観察する際に、蒲生干潟越しに計画地が眺望される。	○
	2	長浜		

② 歴史的・文化的景観資源

a. 歴史的・文化的景観資源の状況

景観資源の特性等は第 8.7-8 表(1)～(2)、第 8.7-3 図(1)～(3)のとおりである。

また、計画地に近接する「なかの伝承の丘」の概要及び周辺の状況は、第 8.7-4 図のとおりである。

第 8.7-8 表(1) 歴史的・文化的景観資源の特性

No	名称	概要
1	天照皇大神 (神明社)	<p>慶長 2 年(1597)郷土の敬神家が伊勢の大廟を参拝し天照皇大神の御分霊をうつし祀ってお伊勢さまと称した。明治維新前には南蒲生の人家の付近に鎮座したが悪疫が流行したため神威の冒流を恐れて現在の地に遷座し南蒲生一円の守護神として尊崇をあつめてきた。明治 5 年 1 月村社に列す。(出典：「境内説明板」、所在地：宮城野区蒲生字八郎兵衛第一の 25)</p> <p>主祭神：天照皇大神、例祭：4 月 15 日</p> <p>大震災で本殿、幣殿、拝殿、鳥居など全て流出したが、伊勢神宮のヒノキの間伐材を利用した神社本庁の再建支援事業により再建された。</p>
2	吉窪神社	<p>後鳥羽天皇の建久年中(1190～1198、鎌倉)の創祀といわれ、正一位吉窪大明神と称した。明治 2 年現社号に改める。(出典：「宮城県神社庁 HP」、所在地：宮城県仙台市宮城野区岡田字浜通り 29)</p> <p>隣接する照徳寺の墓地の中に鎮座する神社である。</p> <p>大震災で拝殿流出、本殿はかろうじて残るも半壊状態で後日撤去された。鳥居は残っている。復興社殿は伊勢神宮のヒノキの間伐材を利用した神社庁の再建支援事業により再建された。</p>
3	照徳寺	<p>400 年続く浄土宗の寺院である。寺は海岸から約 1.3km 離れているが、これまでに 2 度、境内まで津波が到達した記録が残っている。東日本大震災では、門などは跡形もなく、鉄でできた鐘は 100m も流されていた。本堂の中にもがれきが入り込んでいたが、流失は免れた。震災後は、浄土宗の青年会のメンバー、仙台二高の生徒達、及びボランティアの協力を経て寺を再開した。</p> <p>出典： 「http://www.yomiuri.co.jp/local/miyagi/feature/C0004109/20140123-0YT8T00127.html」</p>
4	なかの伝承の丘	<p>東日本大震災で犠牲となられた方々の追悼・鎮魂と、津波被害により集団移転となった中野・荒浜・藤塚地区等において地域の歴史を後世に伝えるために設置された中野地区地域モニュメントである。</p>

第 8.7-8 表 (2) 歴史的・文化的景観資源の状況

No	名称	概要
5	高砂神社	<p>万治2年(1659年)江戸藩の米穀運輸のため塩釜村浦海より大代村を通り蒲生村まで堀割りの節、佐々木只太夫藩命をうけて土木の事に従事する。この地に至り泥地にて1日掘れば一夜にして埋もるという状態で困却し、成就の祈願をこの神に請うたところ、靈験により成就した。依って社殿を営んで神恩に奉謝した。その後、藩主某この地に来り地に来り地形が播州高砂浦に似ていることから社名を高砂神社と称し、地名を高砂といった。爾来本社は蒲生北方の鎮守として信仰された。明治5年1月村社に列する。近年に至り仙台新港の開設に伴い、現在の地に新殿を造営して遷し奉る。(出典:「宮城県神社庁HP」、所在地:宮城野区蒲生字町86-1)</p> <p>大震災の津波で全壊流出したが、平成23年(2011)末に仮社殿(神棚)が完成。平成24年(2012)3月29日 兵庫県高砂市の高砂神社から本格的な仮本殿が贈呈され、当地に安置された。</p>
6	大和神社	<p>寛文13年(1673)蒲生領主和田織部房長は舟入堀の工事完成を期に、多賀城紅葉山の館より家従30人と共に当地に移住。館内に氏神として京都伏見稻荷神社の分霊を勧請し祀った。和田氏は大和(奈良県)の出身なので大和神社と称した。明治になり和田新田地域の鎮守の神として寄進された。(出典:「境内説明板」、年代訂正)</p> <p>大震災にも耐えて残った。</p>

第 8.7-3 図(1) 歴史的・文化的景観資源の状況

1. 天照大神宮

上段：天照大神宮

下段：計画地方向



2. 吉窪神社

上段：吉窪神社

下段：計画地方向



第 8.7-3 図(2) 歴史的・文化的景観資源の状況

3. 照徳寺

上段：照徳寺

下段：計画地方向



4. なかの伝承の丘

上段：慰霊碑

下段：計画地方向



第 8.7-3 図(3) 歴史的・文化的景観資源の状況

5. 高砂神社

上段：高砂神社

下段：計画地方向



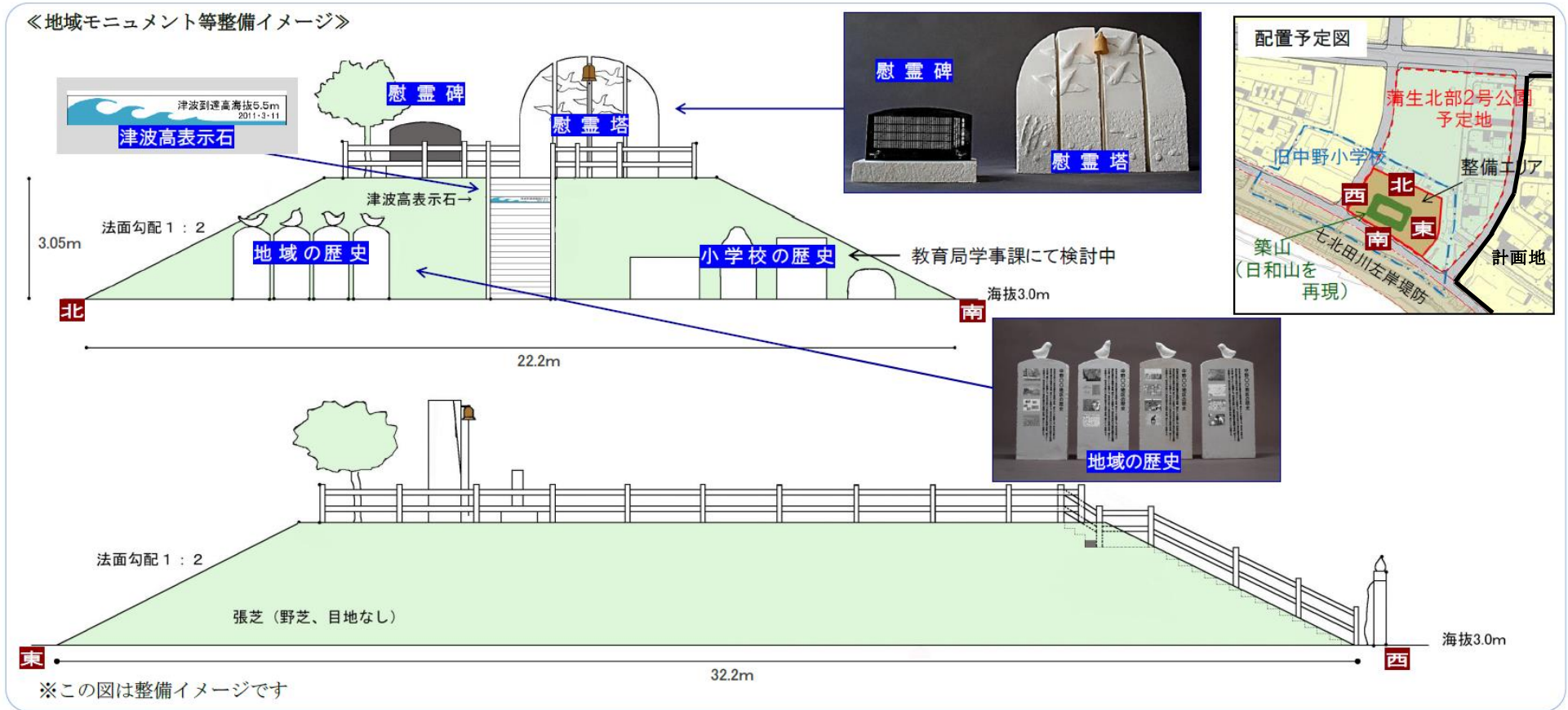
6. 大和神社

上段：大和神社

下段：計画地方向



第 8.7-4 図 「なかの伝承の丘」の状況



出典：「蒲生北部 復興区画整理便り VOL 26 平成 28 年 1 月 15 日発行」(仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課)

b. 歴史的・文化的景観資源の視認による抽出

歴史的・文化的景観資源の視認状況を現地調査結果から判定した結果は、第 8.7-9 表のとおりである。

第 8.7-9 表 歴史的・文化的景観資源から計画地の視認状況

項目	No	名称	選定/非選定理由	視認の可否
歴史的・ 文化的景 観資源	1	天照大神宮	社殿南から拝礼するように設置されており、社殿の背後に計画地が位置するが、社殿や周辺の樹木の影響で、社殿越しに計画地を眺望する地点は存在しない。	×
	2	吉窪神社	社殿は南から計画地方向に拝礼するように設置されているが、周囲には照徳寺の墓石や樹木が存在することから、社殿越しに計画地を眺望する地点は存在しない。	×
	3	照徳寺	寺院は集落の中に位置することから、寺院越しに計画地を眺望する地点は存在しない。	×
	4	なかの伝承の丘	第 8.7-4 図に示すとおり、「なかの伝承の丘」は海方向（東）を向いて築山されており、前面の左側に地域の歴史、右側に小学校の歴史の説明碑が設置されている。また、中央階段から、地上高約 3m の台地に上ると東端の左側に慰霊碑が、右側に慰霊塔が設置されている。 景観資源として、慰霊碑全体を眺望する前面からは、計画地は反対側になりため眺望されないが、丘の上からは慰霊碑の正面から北東に計画地全体を眺望することができる。	○
	5	高砂神社	社殿は計画地と反対の南側から拝礼するように設置されており、社殿越しに計画地を眺望する地点は存在しない。	×
	6	大和神社	社殿は計画地と反対方向の東側から拝礼するように設置されており、社殿越しに計画地を眺望する地点は存在しない。	×

注：ゴシック体は方法書への記載はないが、現地踏査において確認した地点である。

③ 主要な眺望点

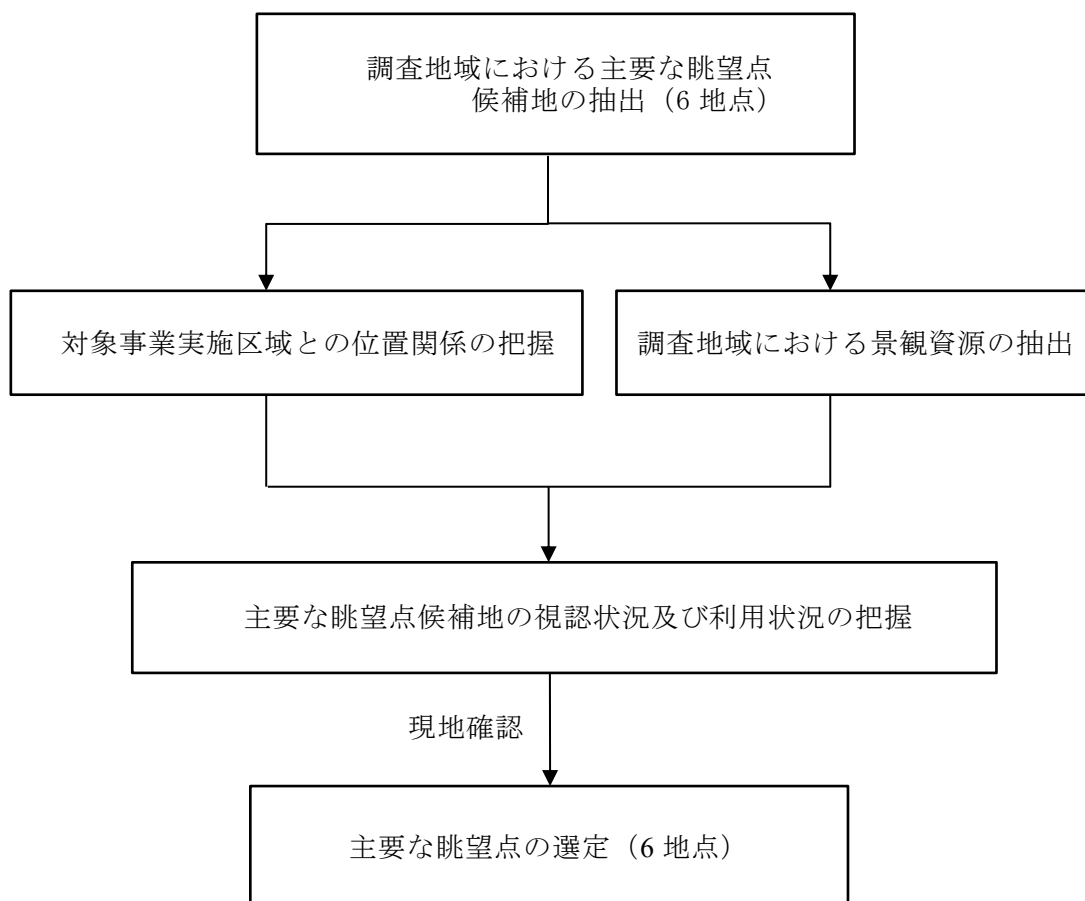
a. 主要な眺望点の選定

主要な眺望点の選定フローは、第 8.7-5 図のとおりである。

主要な眺望点候補地については、フローに従い、計画地周辺の建造物の視認状況及び利用状況の把握並びに景観資源の視認状況を把握し、「仙台港中央公園」、「向洋海浜公園」、「貞山堀」、「仙台市農業園芸センター」、「長浜」、「なかの伝承の丘」の 6 地点を主要な眺望点として選定した。主要な眺望点の選定理由は第 8.7-10 表のとおりである。

なお、方法書で記載した「貞山堀」の地点は、新設された七北田川堤防（7m）が障害になって計画地が眺望できないことから、貞山堀の土手から計画地が眺望可能な地点（南西側約 1km）へ移設した。

第 8.7-5 図 主要な眺望点の選定フロー



第 8.7-10 表 主要な眺望点候補地の選定理由

No	地点の名称	選定/非選定理由	選定の有無
1	仙台港中央公園	市民が利用する公園の展望台からの景観として選定した。	○
2	向洋海浜公園	長浜海岸でのサーフィン利用者や海が眺望できることなど、市民が利用する駐車場からの景観として選定した。	○
3	貞山堀	貞山堀の土手のサイクリングルートからの景観として選定した。	○
4	農業園芸センター	市民が利用する農業園芸施設や広場からの景観として選定した。	○
5	長浜	サーフィン、釣り、潮干狩りなどが行われるとともに、隣接する蒲生干潟の野鳥観察をする市民に利用される場所からの景観として選定した。	○
6	なかの伝承の丘	市民などが訪れるなかの伝承の丘からの景観として選定した。	○

注：ゴシック体は方法書の審査を受けて、眺望点として追加した地点である。

b. 主要な眺望点の状況

主要な眺望点候補地から計画地の視認性は、第 8.7-11 表のとおりである。

眺望点から計画地の構造物が眺望できる地点は、向洋海浜公園、農業園芸センター、長浜及びなかの伝承の丘の 4 地点である。また、仙台港中央公園及び貞山堀地点は排気筒が眺望できると予測される。

主要な眺望点の四季の現況眺望写真及び眺望点の概要は、第 8.7-12 表(1)～(6)のとおりである。






第 8.7-11 表 主要な眺望点候補地から計画地の視認性

No	地点の名称	計画地からの距離				視認の予想
		方向	距離(km)	見え方	視認性	
1	仙台港中央公園	北西	1.7	中景	△	排気筒の上部が一部視認できると予想される。
2	向洋海浜公園	北東	1.4	中景	○	主要な位置から計画地方向は樹林地で遮られ眺望できないが、駐車場の北西端から視認可能である。
3	貞山堀	北北東	1.3	中景	△	南蒲生浄化センターや鉄塔の背後に排気筒の上部が一部視認できると予想される。
4	農業園芸センター	南西	4.0	遠景	○	発電設備の構造物や排気筒が視認できる。
5	長浜	東	1.0	中景	○	堤防の背後に排気筒や構造物が視認できる。
6	なかの伝承の丘	西南西	0.2	近景	○	慰霊碑の正面は敷地の南端に当たり、北東方向には発電設備の構造物や排気筒が目前に眺望される。





注：1. 近景は 0.5km 未満、中景は 0.5km 以上 3.0km 未満、遠景は 3.0km 以上とした。

2. ゴシック体は方法書の審査を受けて、眺望点として追加した地点である。






第 8.7-12 表(1) 眺望点の状況及び眺望景観の状況（仙台港中央公園）

調査地点	仙台港中央公園	
調査時期及び眺望景観の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【冬季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【春季：代表時期】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【夏季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【秋季】</p>  </div> </div>	
撮影地点		仙台港中央公園（展望台）
計画地からの距離	計画地の北西 1.7km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>仙台港中央公園は、仙台港に面した約 9ha の敷地に野球場、テニスコート、仙台港を一望できる展望台がある。展望台がある丘の斜面は芝生となっており、海を見ながらのんびりでき、家族連れでピクニックを楽しむなど、子供から大人まで幅広い層が訪れることから、眺望点はこの展望台とした。</p> <p>当該地点からの計画地への眺望は、左側に仙台港の海面が広がっており、その周りには港湾施設や工場が存在している。事業計画地方向は、それらの工場に遮られて眺望することはできない。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点と計画地の間には、仙台港周辺の工場建物等が存在することから計画地を眺望することができない。しかし、その背後の高い建物等がいくつか眺望されることから、ボイラ及び排気筒が視認されると予想される。</p>	






第 8.7-12 表 (2) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (向洋海浜公園)

調査地点	向洋海浜公園	
調査時期及び 眺望景観の状況	<p style="text-align: center;">【冬季】</p>  <p style="text-align: center;">【夏季】</p> 	<p style="text-align: center;">【春季：代表時期】</p>  <p style="text-align: center;">【秋季】</p> 
撮影地点		<p style="text-align: center;">向洋海浜公園北西端 から計画地方向</p>
計画地からの距離	計画地の南西約 1.4km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>向洋海浜公園は平成 22 年 3 月 30 日にオープンした。場所は蒲生干潟隣接地の約 3.2ha で、太平洋と蒲生干潟を一望できる高台に位置する。敷地内には、300 台分の舗装駐車場、多目的広場、トイレ及び休憩所がある。公園はサーファー等の海浜利用者や周辺地区住民などに利用されている。</p> <p>当該地点の眺望は、北東から南には長浜海岸が眺望され、サーファーで賑わっている。南西の計画地方向は樹林地に遮られているが、駐車場の北西端からは計画地が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点の北西端と計画地の間には、低い工場等の建物やスキなどの草本類が存在するが、鉄塔の背後に建造中の七北田川堤防が眺望され、それらの間に計画地が眺望されると予測される。</p>	





第 8.7-12 表(3) 眺望点の状況及び眺望景観の状況（貞山堀）

調査地点	貞山堀	
調査時期及び眺望景観の状況	<p style="text-align: center;">【冬季】</p> 	<p style="text-align: center;">【春季：代表時期】</p> 
	<p style="text-align: center;">【夏季】</p> 	<p style="text-align: center;">【秋季】</p> 
撮影地点	 <p style="text-align: right;">貞山堀の橋（海岸公園北東端）</p>	
計画地からの距離	計画地の北北東 1.3km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>七北田川から名取川にかけての貞山堀（運河）沿いは海岸公園となっており、美しいマツ林が続く中、サイクリングロードなどが整備され多くの人たちに利用されていたが、東日本大震災で大きな被害を受けた。宮城県では貞山運河再生・復興ビジョン（平成 25 年 5 月、宮城県土木部）を策定し、事業を実施している。</p> <p>当該地点からの眺望は、計画地方向に向かって貞山堀が続いており、その両側に南蒲生浄化センター等の構造物が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点と計画地の間には、貞山堀、南蒲生浄化センターの建物、鉄塔、煙突及び樹林地等が存在し、仙台パワーステーションの煙突が眺望される。計画地はそれらの建物や煙突に遮られるものの、背後にタービン建屋や排気筒が眺望されると予想される。</p>	





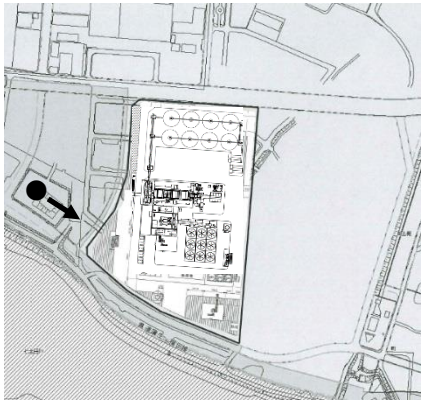
第 8.7-12 表 (4) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (農業園芸センター)

調査地点	仙台市農業園芸センター	
調査時期及び眺望景観の状況	<p style="text-align: center;">【冬季】</p>  <p style="text-align: center;">【夏季】</p> 	<p style="text-align: center;">【春季：代表時期】</p>  <p style="text-align: center;">【秋季】</p> 
撮影地点		<p style="text-align: center;">農業園芸センター (冒険広場)</p>
計画地からの距離	計画地の北東 4.0km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>当該地点は、仙台市農業園芸センター地内の芝生広場にある丘である。当センターは市民が農業と緑に触れ合う憩いの場として、また、農業イベント等の開催により、農業及び地場生産物への理解を深める場として平成元年に開園した。</p> <p>計画地方向への眺望の状況は、大沼を前景にその後方に広がる農地を見渡すことができ、遠方には仙台港の施設等が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点と計画地の間には、大沼、その後方に広がる農地及び遠方には仙台港の工場施設等が存在する。計画地からの距離が約 4.4km と離れているものの、発電設備や排気筒が眺望されると考えられる。</p>	

第 8.7-12 表 (5) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (長浜)

調査地点	長浜	
調査時期及び 眺望景観の状況	<p style="text-align: center;">【冬季】</p> 	<p style="text-align: center;">【春季】</p> 
撮影地点	<p style="text-align: center;">【夏季：：代表時期】</p> 	<p style="text-align: center;">【秋季】</p> 
計画地からの距離	計画地の西 1.0km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>山元町から続く砂浜海岸の一部で七北田川河口より北側に位置し、内陸部には蒲生干潟がある。砂浜の海岸で延長 1.9km、幅 30m である。また、向洋海浜公園の前面前浜から長浜にかけてはサーフインの適地として全国的に知名度が高く、毎年全国レベルの大会が開催される。</p> <p>計画地方向への眺望は、蒲生干潟、建造中の七北田川堤防、蒲生地区の整備中の土地及び工場等の施設が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点と計画地の間には建造中の七北田川堤防、その背後に蒲生地区の整備中の土地や工場等の施設が眺望される。したがって、この堤防越しに発電設備や排気筒が眺望されると考えられる。</p>	

第 8.7-12 表 (6) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (なかの伝承の丘)

調査地点	なかの伝承の丘	
調査時期及び 眺望景観の状況	<p style="text-align: center;">【冬季】</p>  <p style="text-align: center;">【夏季】</p> 	<p style="text-align: center;">【春季：代表時期】</p>  <p style="text-align: center;">【秋季】</p> 
撮影地点		<p style="text-align: center;">なかの伝承の丘の上正面</p>
計画地からの距離	<p>計画地の北東 0.15km に位置する。</p>	
眺望点の概要・状況	<p>東日本大震災で犠牲となられた方々の追悼・鎮魂と、津波被害により集団移転となった中野・荒浜・藤塚地区等において地域の歴史を後世に伝えるために設置された中野地区地域モニュメント地点である。</p> <p>事業計画地方向への眺望の状況は、前面は蒲生北部土地区画整備事業の工事が行われており、左側には蒲生地区の施設、中央付近には向洋海浜公園の樹林地、右側には残された数本の松林が 3ヶ所眺望される。また、松林の遠方には海がわずかに眺望できる。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点からは、土地区画整備中の土地、蒲生地区の施設、建造中の七北田川堤防が存在し、遠方には地平線又は水平線が視認される。計画地は当該地点に隣接していることから、前面に広く眺望される。</p>	

8.7.2 予測

1. 存在による影響（工作物等の出現）

(1) 予測内容

予測内容は、工作物等の出現に伴う「自然的景観及び文化的景観への影響」及び「主要な眺望点への影響」を予測した。

(2) 予測地域等

工作物等の出現にかかる景観の予測地域は、景観に対する影響が想定される地域として、現地調査と同様とした。

予測地点は、第8.6-1図に示すとおりである。

(3) 予測対象時期

工作物等の出現に係る景観の予測対象時期は、工事が完了した時点（平成37年）とした。

(4) 予測方法

① 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源への影響

工作物等の出現に係る自然的景観資源及び文化的景観資源への影響の予測手法は、景観資源の特性の解析結果と事業計画の重ね合わせ及び事例の引用又は解析により予測するものとした。

② 主要な眺望点への影響

工作物等の出現に係る主要な眺望点への影響の予測方法は、工事完了後のフォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測するものとした。ただし、フォトモンタージュでは建物の詳細は表現できないことから、モデル的な構造物とした。

なお、フォトモンタージュは、各地点の代表的な時期として、仙台港中央公園、貞山堀、向洋海浜公園、農業園芸センター及びなかの伝承の丘は春季、長浜は夏季とした。

(5) 予測結果

① 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源

計画地及び計画地周辺の景観資源の位置は第8.7-1図のとおりであり、本事業の実施により予測地域内に分布する景観資源を直接改変することはない。

計画地構造物と景観資源を同時に視認できる主要な眺望地点は第8.7-7表及び第8.7-9表であり、自然的景観資源である「長浜」からは「蒲生干潟」越しに計画地が眺望され、また、文化的景観資源の「なかの伝承の丘」は計画地に隣接しており、拝礼方向に計画地が位置していることから、丘の上からは慰霊碑越しに計画地が眺望される。

したがって、景観資源である「長浜」、「蒲生干潟」及び「なかの伝承の丘」は、施設の存在の伴う景観資源への影響は小さくないと予測される。

② 主要な眺望点

工作物等の出現に伴う眺望の予測結果は第 8.7-13 表、フォトモンタージュによる眺望の変化は第 8.7-6 図(1)～(6)のとおりである。また、「なかの伝承の丘」地点は、計画地に近接していることから、発電設備全体が入るように、眺望地点 NO.6 から東方向と北東方向からの予測を実施して、予測結果を第 8.7-7 図(1)～(2)に示した。

第 8.7-13 表 主要な眺望の変化の予測結果

No	眺望点	計画地からの距離	仰角	眺望の変化
1	仙台港中央公園	約 1.7km	2°	計画地方向には、中央から左側には工場等の建物が視認され、中央から右手前にかけては樹林が視認される。 工事完了時は中央付近の建物とその右側の建物の隙間に納まるように発電設備のボイラ、排気筒及びサイロの上部が視認されているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
2	向洋海浜公園	約 1.4km	4°	計画地方向の中心付近に電柱及び送電鉄塔が視認され、中央から左側は草地、右側には事業所等の建物がいくつか視認されている。また、送電鉄塔の奥には七北田川堤防や蒲生干潟西側の堤防が視認されている。 工事完了時は送電鉄塔の背後から右側にサイロ及びボイラが視認されているが、中央付近の送電鉄塔や送電線の高さ程度に納まっているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
3	貞山堀	約 1.3km	3°	計画地の方向の中央より右側には南蒲生浄化センターの構造物等が視認される。また、中央から左側にかけては3ヶ所の樹林が視認され中央には送電鉄塔が建立する。 工事完了時は中央の送電鉄塔付近にボイラ及びタービン建屋が視認されているが、周辺の構造物や樹林地の高さの範囲程度に納まっているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
4	仙台市農業園芸センター	約 4.4km	0.5°	計画地方向には手前から芝地、池、その背後に農地が広がっている。また、遠方には樹林及び建物等が視認される。 工事完了時は中央付近にボイラ及びサイロが視認されるが、これらは遠方の樹林・建物の高さと同程度となっているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
5	長浜	約 1.1km	1°	計画地方向には前面から砂浜、蒲生干潟の植物・水面、防潮堤、その背後には数本の松林や事業所の構造物が視認されている。 工事完了時はサイロ、ボイラ、排気筒、復水器及びタービン建屋が中央付近に視認されるが、これらの設備によりスカイラインは一部分断されることから、眺望景観の変化は小さくないと予測される。
6	なかの伝承の丘	約 0.2km	1.5°	計画地方向には右端に七北田川の堤防、正面に慰霊碑、左側に3ヶ所の松林その背後に僅かに海が視認されている。 工事完了時は発電設備を「なかの伝承の丘」からの景観に配慮した配置としたことから、慰霊碑の背後に高さの高いボイラは視認されず、慰霊碑の左側に設備の中でも高さの低い復水器、事務棟及びタービン建屋が視認されることから眺望景観の変化は小さくないと予測される。

第 8.7-6 図(1) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

(現状)



仙台港中央公園 (工事完了時)



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(2) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

向洋海浜公園（現状）



向洋海浜公園（工事完了時）



注． 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(3) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

貞山堀（現状）



貞山堀（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(4) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

農業園芸センター（現状）



農業園芸センター（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(5) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

長 浜 (現状)



長 浜 (工事完了時)



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(6) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

なかの伝承の丘（現状）



なかの伝承の丘（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-7 図(1) なかの伝承の丘からの現状及び工事完了時の予測結果

なかの伝承の丘（現状：北東方向）



なかの伝承の丘（工事完了時：北東方向）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-7 図(2) なかの伝承の丘からの現状及び工事完了時の予測結果

なかの伝承の丘（現状：東方向）



なかの伝承の丘（工事完了時：東方向）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

8.7.3 環境の保全及び創造のための措置

1. 存在による影響（工作物等の出現）

本事業の実施により予測地域内に分布する景観資源を直接改変することはないが、自然的景観資源である「長浜」からは「蒲生干潟」越しに計画地が眺望される。また、文化的景観資源の「なかの伝承の丘」は計画地に近接しており、丘の上では、拝礼方向に計画地が位置していることから、慰霊碑越しに計画地が眺望される。したがって、「長浜」及び「なかの伝承の丘」の景観資源への影響は小さくないと予測された。

工作物等の出現による主要な眺望への影響は、仙台港中央公園、向洋海浜公園、貞山堀、仙台市農業園芸センターでは眺望景観の変化は小さい。また、「長浜」及び「なかの伝承の丘」は、眺望景観への影響は小さくないと予測されるが、敷地境界付近に高い木を植えることで圧迫感を緩和したことから、周辺と調和した景観が創出されている。

本事業の実施にあたっては、工作物等の出現に伴う景観への影響を可能な限り低減するため、第8.7-14表に示す環境保全措置を講ずることとする。

第8.7-14表 環境保全及び創造のための措置

（供用による影響－工作物等の出現）

環境影響要因	環境保全及び創造のための措置の内容
供用による影響 (工作物等の出現)	<ul style="list-style-type: none">・建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで、周辺に調和するように配慮する。・設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置に配置する。・敷地境界付近に高い木を植えることで圧迫感を緩和する。

8.7.4 評価

1. 存在による影響（工作物等の出現）

(1) 回避・低減に係る評価

① 評価方法

予測結果を踏まえ、工作物等の出現に伴う景観の変化が保全対策等により、実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているか否かを判定する。

② 評価結果

本事業の実施にあたっては、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで周辺に調和するように配慮したこと、設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置に配置したこと及び敷地境界付近には高い木を植えることで圧迫感を緩和したこと、景観の変化の抑制が図られていることから、「工作物の出現による景観資源への影響」及び「工作物等の出現に伴う景観の変化の影響」は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

① 評価方法

予測結果が、第8.7-15表に示す基準等との整合が図られているかを評価するものとする。

第8.7-15表 整合を図る基準・目標（供用による影響－工作物等の出現）

環境影響要因	環境保全及び創造のための措置の内容
供用による影響 (工作物等の出現)	○仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）における「流通業務地ゾーン」における方針 ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る。 ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る。 ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてのにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る。

② 評価結果

計画地は、仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）における「流通業務地ゾーン」に位置しており、流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成、ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成及び仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてのにぎわい・交流機能を活かした景観形成が定められている。

本事業においては、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで周辺と調和するような配慮、設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置への配置及び敷地境界付近には高い木を植えて圧迫感の緩和等を図ることにより、「広々としたゆとりが感じられる景観」、「緑豊かな業務環境としての企業活力を活かした景観」を形成するとともに、ウォーターフロントへの発電設備等の設置により、「にぎわいのある景観」の形成を図ることから、上記目標との整合が図られているものと評価する。